

離婚又は離婚協議中で児童手当の受給者変更をお考えの方へ

児童手当は原則、父母のうち所得の高い方を受給資格者としておりますが、父母が離婚又は離婚協議中の場合は、所得の状況に関わらず、お子様と住民票上同居している父母いずれかに支給することができます。離婚された方、これから離婚する予定の方は、次のとおり手続きいただくことで、法の規定に基づき、手当の支給を受けることができます場合があります。

◆ 支給条件(以下のすべてを満たす必要があります。)

1. 現受給者（元配偶者）とあなたの世帯が住民票上別であること。
※同一住所でも世帯が別であれば可。
2. 児童とあなたが同一の世帯であること。
3. 離婚又は、離婚協議中の事実を客観的に証する書類を提出することができること。

◆ 必要書類

離婚又は、離婚協議中の事実を客観的に証する書類いずれか一つ

- ・離婚の記載がある戸籍謄本または離婚届の受理証明書（公簿で確認できる場合は省略可能です）
- ・離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本
- ・調停期日呼び出し状の写し（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ・家庭裁判所における事件係属証明書（夫婦関係調整申立事件（離婚）のもの）
- ・公的機関から発行された書類（離婚裁判に係る控訴状の副本など）
- ・弁護士などの第三者により作成された書類（弁護士から申請者に宛てた離婚協議の進捗状況に係る報告書など）等

※上記の書類はすべて、父母の氏名・離婚協議中であることがわかる文言・証明日（申立日）・第三者の押印が必要です。

※夫婦関係調整(円満)や婚姻費用分担調停等では受付できません。ご離婚成立後の申請となります。

◆ 申請の時期

1. 上記の支給条件を満たした日以降に、認定請求の申請が可能となります。
2. (元)配偶者との別居日または離婚日のいずれか直近の日付の翌日から数えて15日以内に申請してください。15日を過ぎると、手当を受給できない月が生じる場合があります。

認定までの流れ

1. 支給条件を満たした日以降に、認定請求の申請を行ってください。（こども家庭課102窓口）
2. 内容を審査し、認定までの手続きを行います。（通常2か月程度お時間をいただいております。）
認定となったら、支給月額や支給開始月等を記載した通知を発送します。

なお、現受給者の手当は認定と同時に職権で消滅いたします。認定の通知と同時期に、現受給者へ消滅の通知を発送いたしますので、ご承知おきください。